

令和6年1月19日

小金井市長 白井 亨 様

小金井市男女平等推進審議会

会長 倉持 清美

「小金井市第6次男女共同参画行動計画」の推進について（提言）

小金井市男女平等推進審議会（第10期）は、下記の事項について、別紙のとおり提言いたします。

記

- 1 はじめに
- 2 審議の経過
- 3 「小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和4年度実績）」に対する評価及び意見について
 - (1) 総評
 - (2) 評価できる事業
 - (3) 検討・改善を望む事業
- 4 （仮称）男女平等推進センターの設置に向けた具体策の検討
- 5 性の多様性への理解促進に向けた取組の強化
- 6 終わりに

1 はじめに

市は、小金井市男女平等基本条例に基づき、男女平等社会の実現に向けた総合的な施策を計画的に実施していくために、令和3年（2021年）3月に「小金井市第6次男女共同参画行動計画」（以下「第6次行動計画」という。）を策定しました。基本理念の下に3つの基本目標を定め、計110項目（総事業数は166）の施策事業を掲げ展開しています。市は、施策事業の進捗を年次ごとに確認し、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況について「小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書」（以下「報告書」という。）を作成し公表しています。

小金井市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）は、小金井市男女平等基本条例第11条に基づき、市から提出された報告書について、男女平等社会の形成の観点から評価及び意見を述べ、次年度以降の男女共同参画施策に活かされるよう、提言書として市長に提出します。

2 審議の経過

審議会（第10期）の任期は、令和4年（2022年）1月23日から令和6年（2024年）1月22日の2年間です。令和5年4月から令和6年1月を任期後半として、審議会を4回開催しました。

審議会では、「第6次行動計画」を推進していくために、令和4年度の各施策の具体的な事業実績の報告について評価を行いました。10月には実施内容についてより詳細な状況等を把握するため、審議会委員による事業担当課（指導室）へのヒアリングも行いました。また、この間、男女共同参画室主催の事業報告及び議会で取り上げられた男女共同参画関連の質疑内容の報告を随時受け、進捗状況の把握に努めました。こうした審議の中で、今後の小金井市の男女共同参画に関わる事業について、本提言を作成しました。

3 「小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和4年度実績）」に対する評価及び意見について

(1) 総評

事業担当課が自己評価した結果は次のとおりです。

単位：％

	自己評価			
	A（充実・強化）	B（前年度同様）	C（縮小）	D（未着手）
令和元年度	9.3	87.1	0.7	2.9
令和2年度	12.1	54.3	27.9	5.7
令和3年度	13.2	70.6	14.0	2.2
令和4年度	35.3	64.0	0.7	0.0

166 事業中、自己評価の対象となる 136 事業の中で、自己評価 A は 35.3% で、昨年度の 13.2% より増加し、自己評価 C、D はそれぞれ、14.0% から 0.7%、2.2% から 0.0% と減少しています。令和 2 年度に激増した C 又は D 評価の割合が、令和 4 年度になってコロナウイルスの影響のなかった令和元年度の水準に戻りました。新型コロナウイルス感染症の影響で縮小や中止されていた事業が再開し、施策の充実が図られていることが分かります。

① 推進状況調査報告書の記載について

「第 6 次行動計画」の報告書は、「第 5 次行動計画」の書式を踏襲しており、「実施した内容」欄には数値結果等を記載し、「自己評価と効果の理由」欄には、得られた効果や達成度の理由を記載しています。ここでは、前年度比を書くことになっていますが、それだけでは効果が捉え切れないので、定性的な評価と効果を記載するようになっていきます。

「実施した内容」が講演の場合は、なるべく具体的な内容が分かるようにタイトルや講師名を記載したり、アンケートを実施している場合はその結果を入れるなど表記に工夫をしてください。

また、担当課が自己評価することになっていますが、なぜその評価になったのかが判別できない事業がありました。なるべく自己評価の理由・根拠が分かるような記述を望みます。

全体的に昨年度の報告書より回答が具体的に、詳細になってきている点は評価できると思います。しかし、「男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性」については、昨年度も指摘したとおり「男女共同参画」という視点が見られなかったり、今後の課題解決に向けた方策について、具体的ではなかったり、昨年度と同様の記述が見られる担当課もあります。引き続き、施策の基本目標、主要課題、施策の方向と照らし合わせながら、男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性を担当課において積極的に検討した上で、男女共同参画の視点を入れて記載してください。

(2) 評価できる事業

① 人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用（事業 No. 3、図書館）

男女共同参画週間に、若い世代を対象にした図書の展示を 2 階ヤングアダルトコーナーでも実施されたことは評価できます。なお、令和 3 年度実績では、展示冊数、利用冊数の明記がありましたが、令和 4 年度は記載がありませんでした。経年変化が追えるよう、貸出実績が分かるとういと思っています。

② 性の多様性に関する研修会等の実施（事業 No. 18、企画政策課）

市職員向け及び市民向けの研修会や講座に加えて、新たに教員向けに講師派遣事業を実施したことは評価できます。多様な性自認や性的指向への理解を進めるため、参加人数を大幅に増やせるよう工夫に努めてください。

- ③ 父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施（事業 No. 69、健康課・子育て支援課）、父親向け交流事業の推進（事業 No. 70、子育て支援課・児童青少年課）

事業実施にあたってはコロナ禍の影響が残るものの、健康課における「両親学級」、子育て支援課における「エンジェル教室」及び「お父さんと遊ぼう」並びに児童青少年課における「子育てひろば」で前年度に比べ父親の参加が増えました。父親参画を促す事業が功を奏しており、良いと思います。参加者数が増えたのはコロナ禍で父親の在宅時間が増えたことも一因かもしれませんが、育児に関わる父親が地域で交流する機会が増えるように、父親の参加人数が増えた原因を検証し、今後活かして取り組まれることを期待します。

- ④ 各種相談支援の実施（事業 No. 57～No. 61、地域福祉課・企画政策課・子育て支援課・広報秘書課）

多岐にわたる市民の悩みに寄り添う体制が、安定して機能していることが評価できます。特に、福祉総合相談窓口のように複数の関係機関が連携を取りながら、相談から支援の終結まで見守る手厚い体制は、相談者の孤立を防ぐ上で、大きな効果を発揮しているのではないかと推察します。

(3) 検討・改善を望む事業

- ① 国内研修事業への参加の促進（事業 No. 93、企画政策課）

ここ数年、研修事業への補助申請者がいない状況が続いています。昨年度に引き続き、今年度以降も周知方法の工夫や施策の見直しも含めて検討が必要ではないかと考えます。

- ② 審議会委員等への女性の登用の促進（事業 No. 97、企画政策課）

審議会委員等への女性の登用については、令和5年4月1日現在36.5%でした。昨年度の35.5%と比較すれば、1ポイントの増加となっています。令和元年度以降一貫して微増が続いていますが、「第6次行動計画」の目標が女性参画率50%であること及び報告書の52ページから53ページの資料に明らかなどおり、いまだに女性を含まない審議会等があることを鑑みれば、達成までにはまだ道のりは遠いと言えます。すべての審議会等において、男女双方の視点で多様化・複雑化している現代社会の課題解決に向けた取組ができるよう、特に公募枠以外の推薦に当たっては女性委員の登用に配慮するなど、男女の比率均等に向けて更なる努力が必要です。

一方で、目標値達成を重視するために、複数の委員を女性が兼務したり、分野外の女性を無理に登用することになってしまっては本末転倒になりません。数値ありきにならないように、女性登用の意義を今一度確認して、女性登用の促進に努めてください。

4 (仮称) 男女平等推進センターの設置に向けた具体策の検討

(仮称) 男女平等推進センターについては、2003年に制定された小金井市男女平等基本条例（平成15年6月26日施行）第22条に拠点機能の整備等として設置することが明記されており、第5次小金井市基本構想・前期基本計画及び「第6次行動計画」にも、(仮称) 男女平等推進センターの整備やあり方についての検討が掲げられています。審議会からは令和2年1月22日付け「第5次男女共同参画行動計画の推進及び今後の事業評価と進捗管理について（提言）」において、(仮称) 男女平等推進センターのあり方について、センター機能等を含む具体的な提言をしています。

市では、令和5年3月に庁舎等複合施設建設に伴う跡地活用の庁内方針が示され、今後、公共施設の跡地利用の計画策定が予定されています。(仮称) 男女平等推進センターもこの跡地活用の庁内意向調査に場所未定ではありますが、エントリーしています。都内26市中、男女平等推進センター等を設置しているのは18市です。本市の「第6次行動計画」の基本理念である「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現」を目指すために、拠点となる(仮称) 男女平等推進センター設置に向けた具体策の検討を進めていただくことを強く要望します。

5 性の多様性への理解促進に向けた取組の強化

「第6次行動計画」には、施策事業として「パートナーシップ宣誓制度」及び「性の多様性に関する研修会等の実施」が盛り込まれました。市では、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、多様な性自認や性的指向を持つ性的少数者の方への理解促進を進めるために、令和2年10月にパートナーシップ宣誓制度を導入し、さらに令和4年11月に開始した東京都のパートナーシップ宣誓制度と連携協定も締結しています。

令和4年度には初めて、第二庁舎1階で性の多様性に関するパネル展が実施され、理解促進が図られました。

若年層に対する取組では、市は令和4年8月から多摩地域の連携市で実施する支援事業に参加し、居場所の設置や教育現場への講師派遣を実施しています。教育現場では相談体制が考慮され、市立中学校では既に標準服について性別に関係ない着用が認められているほか、各校の人権教育において性の多様性への理解が進められています。

令和5年6月23日には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。本法律や本法律に基づいて今後策定される国の基本計画や指針が、これまで本市が取り組んできた施策のより適切な対応を検討していくための一助となることが期待されます。本法律をよりどころとし、性の多様性への理解と支援の促進のために、今

後も市職員をはじめ市民への正しい知識や情報の周知に努めていただくように要望します。

6 終わりに

コロナ禍で停滞していた事業の再開とともに本市の男女共同参画が前年度に比べ前進しました。男女共同参画社会の実現に向けた取組は単純に数値の増減だけで評価するのは困難ですが、目指す方向に向けて継続的な取組が重要です。

なお、社会状況の変化により新たな課題が生まれ、計画に記載している事業内容にとどまらない施策も実施され、事業数も増加傾向にあります。そのため、次期計画策定の際は、記載の事業内容にしばられることなく、男女共同参画社会の実現に向けた取組が各課の事業展開に応じて記載できるような工夫や、各事業の関連性に配慮しながら事業間の統合を検討する必要もあると考えます。

本市が誰もが個人として尊重され、平等に暮らせるまちとなるため、「第6次行動計画」のテーマである「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意し、今後も各施策を推進されることを望みます。

小金井市男女平等推進審議会（第10期）委員名簿

会 長	倉 持 清 美	副会長	川 原 美 紀
委 員	安 藤 能 子	委 員	塩 原 真 一
	石 田 静 子		降 旗 優 次
	井 口 よう子		牧 野 ま や
	永 並 和 子		吉 田 孝

(名簿は各五十音順)